

○小学校外国語専科教員の「加配要件」は実現不可能な施策誘導

◆小学校専科指導の充実

+1,000人

小学校英語教育の早期化・教科化に伴う、一定の英語力を有し、
質の高い英語教育を行う専科指導教員の充実（※）

（※1）専科指導教員の英語力に関する要件

- ①中学校又は高等学校英語の免許状を有する者
- ②2年以上の外国語指導助手（ALT）の経験者
- ③CEFR* B2相当以上の英語力を有する者 *外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠
- ④海外大学、又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者

注：②～④は、小学校教諭免許状、又は中学校英語・高等学校英語の免許状のいずれの免許状も有しない者にあっては特別免許状を授与することが必要。

（※2）より質の高い英語教育を推進するため、教員の新規採用にあたって一定以上の英語力（CEFR B2相当以上等）を有する者を採用した割合を指標として、専科指導のための教員加配の仕組みを構築。

【財務省方針】

加配が受けられるのは
新規採用する小学校教員の50%以上が
英検準1級相当以上の英語力を有する自治体

新学習指導要領の実施によって小学校外国語が正式に教科となるにあたり、2018年度に1000人、来年度予算案で1000人の合計2000人の国庫加配定数の追加ということになるが、全国の公立小学校は約2万校存在している。まったくお粗末な条件整備であるといわざるをえない。

また、「専科教員の要件」として

- ①中学校又は高等学校英語の免許状を有する者
- ②2年以上の外国語指導助手（ALT）の経験者
- ③ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）B2相当以上の英語力を有する者
- ④海外大学、又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者

としているが、自治体がそのような要件を満たす教員を確保することがそもそもできるのか疑問である。

また、「上記②～④は、小学校教諭免許状、又は中学校英語・高等学校英語の免許状のいずれの免許状も有しない者にあつては特別免許状を授与することが必要。」

としているが、大学による教員養成と免許制度という戦後の教員制度の原則を崩す大問題である。外国語（特に英語）教育を重視しすぎた安易な施策といえよう。

その上、「専科教員の加配を行う都道府県の要件」である

小学校教諭の新規採用のうち、CEFR B2 相当以上等の一定以上の英語力を有する者が50%以上（中学校教諭に求められる水準として教育振興基本計画に定められた割合と同水準）である都道府県等に、英語専科教員を加配することを通じて、より質の高い英語教育を推進する。」

にいたっては唾然とするばかりだ。ほとんど達成不可能な「高すぎるハードル」である。そもそも CEFR B2 相当以上（＝英語検定準1級相当以上）の英語の実力を持つ者は、自分のキャリアを活かそうとすれば小学校英語の教員などよりも、他の職種を選択するのではないだろうか。

教員を養成する大学としても、この要件に対応することは不可能であろう。現場の実態をわかろうとせず、無理やりに英語教育を進めようとする愚策だといえる。

このような問題が生じるのは、教員定数のしくみにおける国庫加配定数の制度のもつ矛盾にある。

編制学級数や学校数といった教育条件基準により算定される基礎定数とは違い、国庫加配定数は、毎年の財務省と文科省の財政折衝において予算額が決定され、しかも配当基準がないため配当される自治体や学校に格差が生じている。そこには、国庫加配定数教員の配当により財務省や文科省、教育委員会のやらせたい教育に学校や自治体を施策誘導する目的がある。

したがって、教職員定数の改善は、教員算定における「乗ずる数」数値の改善などにより、公平公正に学校に配当されるかたちで行われるべきであると考えられる。